

令和5年度

佐賀労働局長登録1-9
有効期間満了日 令和6年3月30日

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

酸素欠乏危険作業のうち、硫化水素中毒にかかるおそれの有無により、第1種酸素欠乏危険作業と第2種酸素欠乏危険作業とがあります。これらの酸素欠乏危険作業については、所定の技能講習を修了した作業主任者を選任しなければなりません。当協会の技能講習の修了者は、第1種及び第2種酸素欠乏危険作業の両方において作業主任者に選任することができます。

1 講習日・場所

- ① 講習日 申込書のとおり
- ② 講習会場 当協会講習場（佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話0952-37-8277）

2 定員 50名（定員になり次第締め切ります。）

3 科目・時間（受付開始時間 8：30～）

講習科目	講習時間	①免除 該当者	②免除 なし	日程	時間
酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識	3	○	○	1 日目	9：00
関係法令	2.5	○	○		15：35
酸素欠乏及び硫化水素発生の原因及び防止措置に関する知識	4	○	○	2 日目	9：00
保護具に関する知識	2	○	○		17：10
修了試験（学科）	1	○	○	3 日目	9：00
実技（酸素濃度の測定方法）	1	○	○		
実技（硫化水素濃度の測定方法）	1	○	○		
実技（救急蘇生の方法）	2	×	○		
修了試験（実技） 酸素濃度測定	0.5	○	○		
班別による実技試験 硫化水素濃度測定	0.5	○	○		
終了次第 救急蘇生法	1	×	○		
受講料 （テキスト等代込）	会員（テキスト・資料代金0円、受講代金のみ） 一般（テキスト、資料代2,310円含む）	17,050円 19,360円		※金額は税込	

◎ 日本赤十字社の救急員認定証、救急法一般講習Ⅱの合格証、救急員適任証の何れかを持つ方は救急そ生法の実技が免除となります。

4 申込方法

次頁の申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票 ② 受講料 ③ 日本赤十字社の認定証等の写（免除を受ける場合）
- ④ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し（詳細は申込書兼受講票にありますのでご確認ください）

(1) 持参の場合 当協会窓口にて「申込に必要なもの」一式を持参してください。

(2) 郵送の場合 現金書留封筒にて「申込に必要なもの」一式を同封し郵送してください。

〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社) 佐賀県労働基準協会

(3) 振込の場合 「申込に必要なもの」(②以外)一式をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。

③資格証、④本人確認書類は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送していただく場合があります。

[振込口座] 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社) 佐賀県労働基準協会

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から申し込みを送付出来ます。 [佐賀県労働基準協会](#) [検索](#)

FAX 0952-37-8278 Email kosyusakikyo@lib.bbiq.jp



5 注意事項

(1) 入金確認後の受付となり、先にFAX等で申込書を送付いただいた場合は仮受付となります。

(2) 受付後に、いただいた申込書に受講番号を付し受講票とし、地図、用意する物等の注意事項とともにお送りします。受講される方に必ず、お渡しください。

(3) テキストは初日に配布します。 (4) 当日の申し込みは受理いたしません。